

# 福山市介護予防・生活支援サービス事業 生活支援サービス事業実施要綱

## (事業の目的)

第1条 福山市介護予防・日常生活支援総合事業 生活支援サービス事業（以下「事業」という。）は、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）に対して、適宜、介護サービスの範囲を超え家事援助等の簡易な生活支援サービスを提供することにより、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

## (対象者)

第2条 事業の対象者は、事業対象者及び要支援者並びに要支援者のうち64歳以下の介護保険の被保険者でない要保護者（H番号の者）とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該要支援認定者及び事業対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき決定することとする。

2 事業対象者とは、65歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。

## (事業の内容)

第3条 事業の内容は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号厚生省老人保健福祉局福祉計画課長通知）に定める生活援助のサービス範囲を超えた対象者の居住する敷地内における生活援助サービス等で、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

(1) 事業は、

- ア 生活範囲外区域の清掃・整理整頓（仏間、居室外など）
- イ 補修（家具・建具等の補修）
- ウ 電球交換・家具の移動
- エ 庭の草取り
- オ 代筆・代読
- カ 散歩同行
- キ 墓掃除
- ク 買物同行（徒歩による同行に限る）
- キ その他市長が認めるもの

## (利用条件)

第4条 利用は対象者が一人暮らし、家族が障がいや疾病などのため、本人や家族が家事等を行うことが困難な場合に行うものとする。

## (事業の委託)

第5条 市長は、事業の実施にあたり福山市高齢者生活支援ネットワーク事業（以下「ネットワーク」という。）に登録した生活援助サービスを提供する事業者のうち事業が円滑かつ適正に運営できると判断した市内に事業所を有する社会福祉法人、営利法人、NPO法人等（以下「受託機関」という。）に委託できるものとする。

2 事業の実施区域はネットワーク登録における対応エリアとする。

## (受託機関)

第6条 市長は、予め受託機関の募集を行うとともに、前条の要件を満たした事業所の中から円滑かつ適正な事業実施ができる事業所を受託機関として「福山市生活支援サービス事業所台帳」へ登載するものとする。

2 市長は、事業の実施にあたり、「福山市生活支援サービス事業所台帳」へ登載された事業所へ委託するものとする。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに受託機関に連絡しなければならない。

(実施回数及び時間)

第8条 事業の実施回数は4半期に1回とし年4回まで、1回当たりの時間は1時間とする。

(事業に要する費用の額)

第9条 事業に要する費用の額(以下「事業費」という。)は、事業実施1時間あたり1,900円とする。

(利用者負担)

第10条 この事業の利用者負担は、サービス提供の1時間当たり1,000円とする。

(受託機関の責務)

第11条 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な職員を配置しなければならない。

- 2 受託機関はネットワークに登録するものとする。
- 3 受託機関は従事職員の清潔保持と健康の管理に努めなければならない。
- 4 受託機関は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければならない。
- 5 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに受託機関が責任をもって対処しなければならない。
- 6 受託機関は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は施行規則代140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者か否かを確認するものとする。
- 7 受託機関は生活支援員に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 受託機関は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第13条 受託機関は、外部に事業の再委託を行うことはできないものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長、地域包括支援センター及び受託機関は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

また、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2016年(平成28)4月1日から施行する。